保保発 0330 第８号
令和５年３月 30 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
殿

厚生労働省保険局保険課長
（　公　印　省　略　）

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける
事務の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第 23 号）については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和５年２月１日保発 0201 第７号）において、令和５年４月１日に施行される旨通知されたところである。

これに伴い、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成 20 年 12 月 17 日保保発第 1217001 号、第 1217003 号及び第 1217004 号）について、別紙１のとおり改正することとしたので、その旨御了知いただくとともに、円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は令和５年４月１日以降の出産から適用することとする。

＜参考＞

別紙１：「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成20年12月17日保保発1217001号、第1217003号及び第1217004号）（新旧対照表）

別紙２：「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成20年12月17日保保発1217001号、第1217003号及び第1217004号）（改正後全文）

別添　：在胎週数

別紙１

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」
（平成 20 年 12 月 17 日保保発第 1217001 号、第 1217003 号及び第 1217004 号）
新旧対照表

（下線部が改正箇所）

改正後	現行
記 第一　出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の金額 １　産科医療補償制度の対象分娩となる場合 「健康保険法施行令第 36 条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月 11 日保保発 0811 第１号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第 36 条第１号及び第２号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、令和５年４月１日以後、在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は１万２千円を加算して 50 万円支給すること。	記 第一　出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の金額 １　産科医療補償制度の対象分娩となる場合 「健康保険法施行令第 36 条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月 11 日保保発 0811 第１号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第 36 条第１号及び第２号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、令和４年１月１日以後、在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は１万２千円を加算して 42 万円支給すること。

（略） ２　産科医療補償制度の対象分娩とならない場合 制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は１万２千円を加算せず、48 万８千円とすること。 （略） 第二　申請方法別の事務の取扱い （略） １　出産後に申請する場合 加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該文言を印字やスタンプ等により明記することとなっていることから、規則第８６条第３号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行され、当該文言が明記された領収書又は請求書の写しとする。 ①　当該文言が明記された領収書の写しは、出産後に 50 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。 ②　当該文言が明記された請求書の写しは、出産後精算前に 50 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、	（略） ２　産科医療補償制度の対象分娩とならない場合 制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は１万２千円を加算せず、40 万８千円とすること。 （略） 第二　申請方法別の事務の取扱い （略） １　出産後に申請する場合 加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該文言を印字やスタンプ等により明記することとなっていることから、規則第８６条第３号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行され、当該文言が明記された領収書又は請求書の写しとする。 ①　当該文言が明記された領収書の写しは、出産後に 42 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。 ②　当該文言が明記された請求書の写しは、出産後精算前に 42 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、

申請書に添付する必要がある。 ③　（略） 2　出産前に受取代理の申請を行った場合 出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該文言が明記されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は１万２千円を加算し50万円とすること。 （略） 第三　双児等の場合等における取扱い 1　双児等の場合 双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（50万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は 50 万円×２＝100 万円）。 2　流産及び人工妊娠中絶の場合 流産は在胎週数 22 週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数 22 週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は48万８千円とすること。 3　事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合	申請書に添付する必要がある。 ③　（略） 2　出産前に受取代理の申請を行った場合 出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該文言が明記されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は１万２千円を加算し42万円とすること。 （略） 第三　双児等の場合等における取扱い 1　双児等の場合 双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること(双児の場合は42万円×２＝84万円)。 2　流産及び人工妊娠中絶の場合 流産は在胎週数 22 週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数 22 週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万８千円とすること。 3　事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の領収書又は請求書の「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は48万８千円とすること。	里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の領収書又は請求書の「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万８千円とすること。
（別添） （別添） （在胎週数） 0 5 10 12 15 20 22 25 28 30 35 40 妊産婦登録・登録証の交付 補償対象 補償金の給付対象 １ページ 出産育児一時金の支給対象（85日以上） 48万8千円 （流産・中絶を含む） 50万円 （死産を含む） 制度対象分娩 （「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言にて確認） 加入分娩機関において掛金納付（1児につき1万2千円）	（別添） （別添） （在胎週数） 0 5 10 12 15 20 22 25 28 30 35 40 妊産婦登録・登録証の交付 補償対象 補償金の給付対象 １ページ 出産育児一時金の支給対象（85日以上） 40万8千円 （流産・中絶を含む） 42万円 （死産を含む） 制度対象分娩 （「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言にて確認） 加入分娩機関において掛金納付（1児につき1万2千円）

別紙２

保保発第１２１７００１号
平成２０年１２月１７日
一部改正　　平成２６年１２月２４日保保発１２２４第１号
一部改正　　令和３年８月２５日保保発０８２５第３号
一部改正　　令和５年３月３０日保保発０３３０第８号

全国健康保険協会理事長　殿

保保発第１２１７００４号
平成２０年１２月１７日
一部改正　　平成２６年１２月２４日保保発１２２４第２号
一部改正　　令和３年８月２５日保保発０８２５第３号
一部改正　　令和５年３月３０日保保発０３３０第８号

健康保険組合理事長　殿

保保発第１２１７００３号
平成２０年１２月１７日
一部改正　　平成２６年１２月２４日保保発１２２４第３号
一部改正　　令和３年８月２５日保保発０８２５第３号
一部改正　　令和５年３月３０日保保発０３３０第８号

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局保険課長
（　公　印　省　略　）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の
見直しにおける事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 371 号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成 20 年 12 月５日保発第 1205002 号）及び「健康保険法施行令第３６条における「保険者が定める額」について」（平成 20 年 12 月５日保保発第 1205001 号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 169 号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 20 年 12 月 12 日保発第 1212003 号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）を「規則」と略称する。

また、本通知の施行に伴い、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 24 日保保発 1224 第１号～第３号）は令和３年 12 月 31 日以前に出生した者に係る事務の取扱いを除き、同日限りで廃止する。

記

第一　出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の金額

１　産科医療補償制度の対象分娩となる場合

「健康保険法施行令第 36 条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第７条における「協会が定める金額」について」（令和３年８月 11 日保保発 0811 第１号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第 36 条第１号及び第２号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、令和５年４月１日以後、在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には、出産育児一時金等の額は１万２千円を加算して 50 万円を支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合には、加入分娩機関において機構に対する掛金（１児につき１万２千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

なお、出生した者が出生した時点において在胎週数 28 週以上で、重度の脳性麻痺により障害を負った場合には、産科医療補償制度における補償金の支給対象となる場合がある。(別添)

２　産科医療補償制度の対象分娩とならない場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等の額は１万２千円を加算せず、48 万８千円を支給すること。

なお、制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産

② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数 22 週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

第二 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/index.php（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に制度対象分娩がなされたことを証明するために当該文言を印字やスタンプ等により明記することとなっていることから、規則第 86 条第３項に規定する保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類については、加入分娩機関により発行され、当該文言が明記された領収書又は請求書の写しとする。

① 当該文言が明記された領収書の写しは、出産後に 50 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

② 当該文言が明記された請求書の写しは、出産後精算前に 50 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されない等やむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第 86 条第２項第１号に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに当該文言を明記することがあるので留意すること。

2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該文言が明記されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は１万２千円を加算し 50 万円とすること。

この際、加算する金額が１万２千円となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が令和４年１月１日以後であるものに限る。

第三 双児等の場合等における取扱い

1　双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（50 万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は 50 万円×２＝100 万円)。

2　流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数 22 週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数 22 週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は 48 万８千円とすること。

3　事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の領収書又は請求書の「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は 48 万８千円とすること。

（別添）

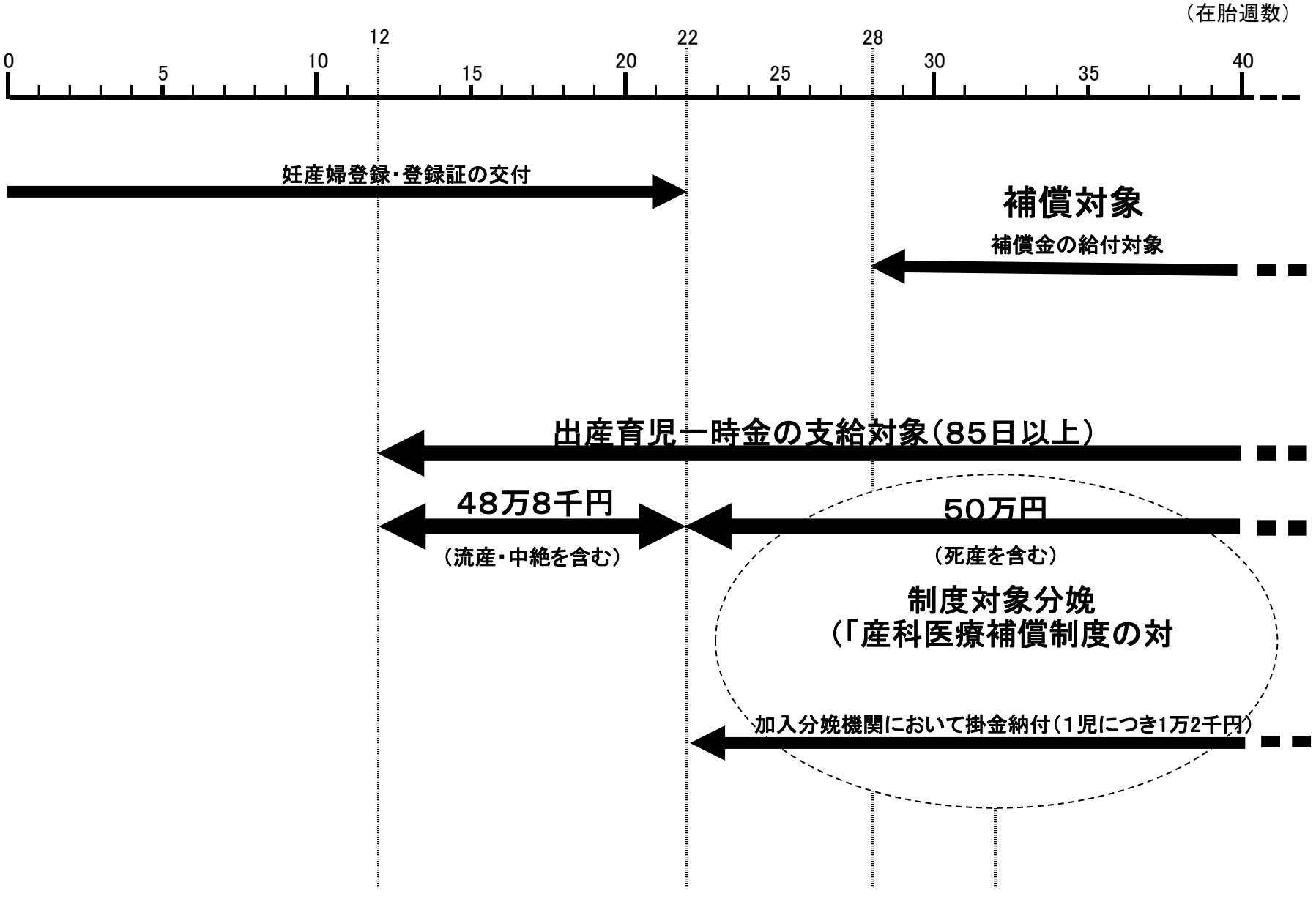
（在胎週数）
0
5
10
12
15
20
22
25
28
30
35
40
妊産婦登録・登録証の交付
補償対象
補償金の給付対象
出産育児一時金の支給対象（85日以上）
48万8千円
（流産・中絶を含む）
50万円
（死産を含む）
制度対象分娩
（「産科医療補償制度の対
加入分娩機関において掛金納付（1児につき1万2千円）